

「高知市ふれあい市民農園」利用案内

この市民農園は、農業者以外の者が、野菜、花等を栽培して自然に触れ合い、農業及び農村地域に対する理解を深め、農作業活動を通じて地域住民との交流により地域を活性化するとともに、中山間地域の遊休農地及び耕作放棄地対策を図ることを目的として設置するものです。

この市民農園での栽培は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことを基本としています。

この利用案内には、その他にも市民農園の特徴や利用するに当たっての注意事項などを記載していますので、これらの内容についてよくお読みになり、承諾した上でご利用ください。

1 農園規模及び付帯設備

- ①規模：32区画（1区画当たり約50m²）（※高知市土佐山・鏡地区の3農園の合計区画数）
- ②設備：給水施設、農具保管庫、掲示板（4号中切農園に給水施設はありません。）

2 利用料及び納入方法

- ①1年間 5,000円（1区画当たり） ※年度の途中から利用する場合は、月割りとなります。
- ②利用料は、送付する納付書に記載された納期限までにお支払いをお願いいたします。

3 利用上の留意点

- ①有機農業（農薬や化学肥料を使用しない栽培）を基本としています。
- ②農園の利用に際しては、利用者がお互いに尊重し合い、協力し合ってトラブルが発生しないよう努めてください。また、区内に雑草が伸びますと、隣の区画の農作物を害したりすることもあります。作物を作らない時期でも雑草取りは行ってください。
- ③市民農園の近隣で農業をされている方とは、栽培方法が同じではありませんので、故意によらずに農薬の飛散等がある場合も想定されます。

4 禁止事項

- ①建物や工作物（トンネルハウス、又は農具保管箱等は除く）を建築又は設置すること。
- ②営利を目的として栽培すること。
- ③利用区画を転貸し、又は賃借権を譲渡すること。
- ④樹木及び永年性作物を栽培すること。
- ⑤利用区画以外への立入り、給水施設の不正利用、ゴミ投棄、不法駐車等近隣の住民又は他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ⑥廃物、汚物若しくは資材等の農作物栽培に必要としない物を搬入し、又は耕土を搬出すること。
- ⑦その他市民農園の運営の支障になること。

5 契約の解除

次の場合等に、契約を市から解除することができます。

- ①貸付対象農用地をその目的に従って使用しないとき。
- ②上記4の禁止事項に該当するものがあるとき。
- ③利用区画を正当な理由なく耕作しないとき。

- ④利用料を指定期日までに納入しないとき。
- ⑤農園の管理運営上、特別な事情が生じたとき。

6 利用の中止

都合により、農園の利用を継続できなくなった場合には「高知市ふれあい市民農園利用契約解除申出書」をご提出いただきます。様式は土佐山地域振興課にありますので、ご来庁していただくな、郵送も可能ですので、ご連絡ください。

7 返還

利用者は、利用期間が終了したとき、又は貸付契約が解除されたときは、速やかに利用区画を利用前の状態に回復して返還してください。

8 損害賠償

- ①市は、天災、病害虫、盗難その他の原因によって生じた農作物、器材等の損害について、その責任を負いません。
- ②利用者が自らの責により、農園や周辺の土地を汚染したり、農園設備等を破損又は滅失したときは、損害賠償を求められることがあります。

9 その他

- ①農園内に持ち込んだ物や収穫後の野菜屑などは、必ず各自でお持ち帰りください。
- ②利用区画及び農園内の美化と環境整備に努めてください。

※この利用案内は、高知市ふれあい市民農園の利用においての概要を示したもので、利用の開始が決まった場合、「高知市ふれあい市民農園賃貸借契約書」をお送りいたしますので、利用開始前に必ずそちらをお読みください。